

これでいいの!?

全世代型社会保障改革

第15回 健康保険証廃止にお墨付きを与える 「マイナンバー法等改正法案」

事務局長 工藤 浩司

昨年来のオンライン資格確認体制義務化をめぐる動き、そして、政府による「被保険者証（以下の説明では単に「保険証」とする）廃止」方針の表明などを受けて、本通常国会において、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）等の一部改正法案」が上程されている。この改正法案は、マイナンバーの利活用の範囲を拡大するとして、

- ① マイナンバーの利用範囲拡大（社会保障、税、災害対策以外にも利用可能な仕組みに）
- ② マイナンバーの情報連携に係る規定の見直し（主務省令の規定で情報の紐づけを可能に）
- ③ マイナンバーカード（以下「マイナカード」とする）の利用促進（暗証番号を使わずに利用者確認をすることを可能に）
- ④ 公金受取口座の登録促進（本人の不同意がなければ年金受取口座を自動的にマイナカードに紐づけ）

などのマイナンバー制度を強権的に普及させようとする内容であるが、その中に「マイナカードと健康保険証の一体化」に係る医療保険各法の改正規定も盛り込まれている。これにより、来秋からの「保険証廃止」方針が法律上の根拠をもつことになる。

本改正法案については、地元選出議員への要請や請願署名など、保険医協会・保団連では法案撤回を求める運動を続けてきたが、残念ながら4月25日に委員会採決が強行された。本稿執筆時点では、参議院での議論は始まっていないが、法案成立阻止・健康保険証の存続に向けた取組みを継続していきたい。以下、本施策の課題を浮き彫りにするという意味で、改めて本改正法案の内容について整理しておく。

マイナカードと保険証の一体化

まず、表記の項目に係る改定内容を整理しておこう。

1 医療保険各法の改正

① 健康保険証の廃止

- ・ 発行済みの健康保険証は、改正法施行後1年間（先に有効期間が到来する場合は有効期間まで）有効とみなす。なお、改正法の施行日は、改正法公布の日から1年3月以内の政令で定める日とされている。

② 「資格確認書」の仕組みの整備

- ・ マイナカードによるオンライン資格確認を受けられない状況にある被保険者（例えば、マイナカードを発行していない等）が必要な保険診療を受ける際の、資格確認のための「資格確認書」の仕組みを創設する。
- ・ 資格確認書は、各医療保険者が被保険者からの求めに応じ、書面又は電磁的方法により提供する。
- ・ 資格確認書の交付対象である「マイナカードによるオンライン資格確認を受けられない状況にある被保険者」について、改正法案の説明文書では、「マイナカードを紛失した・更新中の者、介護が必要な高齢者や子どもなどマイナカードを取得していない者、ベビシッターなどの第三者が本人に同行して本人の資格確認を補助する必要がある場合」などが例示されているが、本人の意思でマイナカードを取得していない者についても該当するとしている。
- ・ 資格確認書の有効期間は、1年を限度として各保険者が設定する。
- ・ 保険者が必要と認めるときは、本人からの申請によらず資格確認書を交付できる旨の規定を設ける（経過措置）。

2 国民健康保険法等の改正

※ 従来、保険料滞納者に対しては、通常1年の有効期間を短縮する「短期被保険者証」の交付や、保険証の返還を求めた上で「資格確認書」を交付する（この場合の保険給付は、現物給付ではなく「特別療養費」（医療費を全額負担し保険給付分は償還払い）となる）、などのペナルティ的規定があったが、これらの取扱いが次の通り見直される。

① 短期被保険者証の廃止

- ・ 健康保険証の廃止に伴い、短期被保険者証の仕組みは廃止される。

② 特別療養費の仕組みの整備

- ・ 長期にわたる保険料滞納者に対しては、これまでの「資格証明書」の交付に替えて、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行う規定を整備する。
- ・ 上記の「長期にわたる保険料滞納者」については、法案説明資料では現行と変わらない旨の説明がある。すなわち、「市町村が納付の勧奨、納付相談の実施等により保険料の納付に資する取組を行ったにもかかわらず、特別の事情（災害、病気、事業廃止等）なく、保険料を原則1年以上滞納している滞納者」のことで、法改正後も、現行と同様、機械的な運用を行うことはなく、保険料の納付に資する取組や特別の事情の有無の把握等を適切に行った上で事前通知すると説明している。

マイナ保険証はなぜダメなのか

今回の法案で具体化される「マイナ保険証」への一体化が意味することを端的に言えば、マイナカード取得を国民に強制させるということである。国民一人一人が「必ず」持たねばならない証明書を廃止し、これにマイナカードを代替させれば、おのずと国民はマイナカードを申請せざるを得なくなるからだ。

そもそも保険証とは、国民にとっては医療保険各法による療養の給付を受ける権利を証明するものである。医療保険による国民皆保険体制は、憲法25条に規定する国民の健康権を保障するために国が整備を義務付けたものであることは言うまでもない。一方、マイナンバー法ではマイナカード取得について「任意性」が担保されており、これは法改正後も変わらない。なぜ任意であるかと言えば、自己情報のコントロール権に照らしたものであり、これは憲法13条のプライバシー権に由来する。いま、憲法25条と13条に抵触しかねない暴挙が実行に移されようとしている。

資格確認書で問題は解決されるのか

政府の側からは上記の指摘にこたえる形で、マイナ保険証以外による資格確認方法を整備するとしてきた。今回の改正法案で示されている「資格確認書」がそれである。では、この「資格確認書」により現行の保険証の代替として機能させることは可能であろうか。

具体的には、「資格確認書の発行にあたって何らかの条件を付けることはないか」「1年更新は将来にわたって保障されるのか」「高齢者や子どもに限らずみずから確認書の申請・更新手続きができない者は、無保険者になってしまわないか」「資格確認書の提示による保険診療において、保険給付の制約や保険給付率の見直し（患者自己負担増）が行われることはないか」、などの不安要素は数多い。

今回の措置は国民の健康保険証を取り上げた上で、マイナ保険証の発行を事実上強制し、それに従わない者には有効期間1年間の「確認書」を交付するものである。そう、これは国民健康保険の保険料滞納時にペナルティとして用意されている「資格証明書」のようなものである。今回の法改正以降は、少なくとも医療保険各法の被保険者には「2通り」存在することになることだけは明らかだ。一つは国の言うとおりに「マイナ保険証」の交付を受けた者。もう一つは国の方針に従わず（従えず）「資格確認書」の交付を受けた者。この両者の間で、本当に差別的な取扱いが起こらないのか、注視していかなければならない。

国民健康保険の保険料滞納者に対する取扱いの見直し

国保料滞納者に対する取扱いについては、左記の通り「短期被保険者証」「資格証明書」は廃止されるものの、それ以外の特別療養費をめぐる取扱いは、「現行通り」との説明がなされている。確かに、特別療養費の対象となる「長期にわたる保険料滞納者」の定義自体に今のところ変更の予定はない。しかし、市町村が地域住民の受療権を確保するために取り組んでいた独自の対応（例えば、金沢市では患者が資格証明書を持参して受診してきた場合には、医療機関がその旨を保険者に通知することにより、短期被保険者証に切り替えるという独自の対応がなされている）については、制度改正後は一定の見直しが検討されることになると思われる。従来、きめ細かな納付相談等の対応に尽力してきた自治体であればあるほど、今後、機械的な運用に流されていかないか危惧される場所である。

おわりに（次号以降に続きます）

ここまで述べたことを踏まえると、結局、今のまま保険証を発行し続けて何がいけないのかという結論に至る。そして、なぜ国はこうまでしてマイナカードの普及に突き進むのかという疑問にいきつく。

マイナ保険証の導入目的は、俯瞰的にみれば、国の「医療DX」推進施策にいきつく。医療DXによるあらゆる医療情報のデータ集積が目指すのは、結論だけを言えば、①公的医療費の抑制と②社会保障個人会計の導入、そして③ビジネスとしての二次利用による新たな産業の創出である。そして、これらを具体化する上で、マイナンバーのシステムは必要不可欠なものとしてされているのである。上記については、紙幅の都合で次回以降の本連載にて詳報したい。